

住宅・建築物の地震防災推進会議 提言(案)の概要

1. 今後の住宅・建築物の耐震化の目標と基本的方向

(今後10年間の耐震化の目標)

住宅の目標：耐震化率：約75%→9割

特定建築物の目標：耐震化率：約75%→9割

(基本的方向)

目標の達成のためには、まず、所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識をもって取り組むことが必要。国及び地方公共団体は、これをできる限り支援する観点から、環境整備を中心に様々な施策を強力に展開。

2. 住宅・建築物の耐震化の促進のため実施すべき対策(主なもの)

(支援策の充実)

○全国の市町村等における相談体制の強化。

- ・全国の市町村に相談窓口を設置し、ローン、税制、助成制度の説明や、専門家・事業者の斡旋や紹介など総合的に対応。
- ・建築士等の第三者がアドバイスやチェック等に行えるサービスを検討。
- ・耐震診断・改修に係る情報提供内容(事例、工事費用、事業者情報、標準契約書、助成制度一覧等)を一層充実。

○支援制度の拡充・強化。

- ・補助事業や交付金制度の活用促進を図るとともに、特に密集市街地や緊急輸送道路沿いの住宅・建築物の耐震化を積極的に支援。
- ・耐震改修税額控除制度の創設について検討。
- ・低コストの耐震改修工法を開発し地方公共団体が当該工法を活用して自ら改修を実施する事業を検討。

(耐震改修促進法等の制度の充実、強化)

○国及び地方公共団体は耐震化の目標や取り組み方針を策定。一定期間ごとに進捗状況を検証。

○密集市街地等の地震による被害拡大のおそれのある地域の住宅について、地方公共団体による耐震診断等の指示(勧告)を推進。

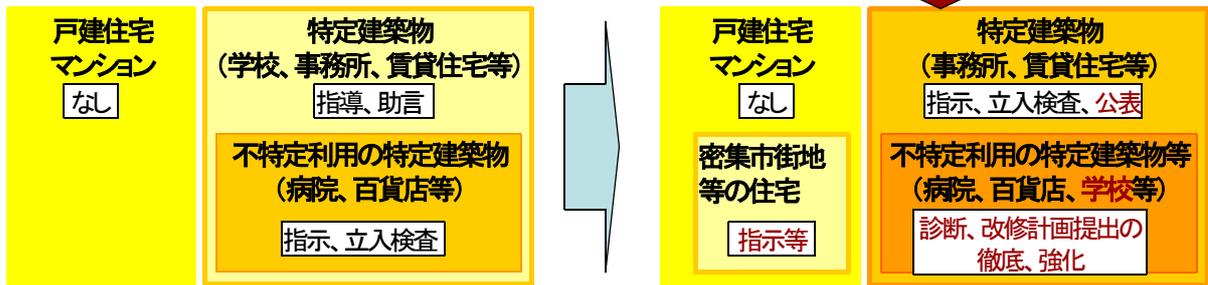
○耐震性が不十分な多数の者が利用する建築物に対して、立入検査、公表等。

○不特定多数の者が利用する建築物について、耐震診断・改修の徹底、強化。

【耐震改修促進法の見直しのイメージ】

(見直し案)

(現行制度)



○建築物の取引時に耐震化の状況について情報提供を行う仕組みを整備。

(所有者等に対する普及啓発)

- 「ハザードマップ」の公表、「誰でもできるわが家の耐震診断」の全戸配布等による総合的な普及啓発活動の推進。
- 地域における地震時の危険箇所の点検等町内会等を単位とした取り組みの支援
- リフォーム工事にあわせた耐震改修の誘導。

(専門家・事業者の育成・技術向上)

- 専門家・事業者に対する診断・改修方法、支援制度等に関する総合的な講習会の実施。
- 専門家・事業者の連携を図るための地域協議会の設置。

(建築物の敷地、非構造部材等の耐震対策の強化・充実)

- 住宅・建築物の耐震化とあわせた敷地の耐震対策の充実・強化。
- ブロック塀倒壊被害を防止するため巡回指導、防災査察等を実施。
- 非構造部材についての被害も軽減するための方策を検討。
- 窓ガラス落下について、改善指導を徹底。
- エレベータ閉じこめ防止のため「地震時管制運転装置」の義務化等の検討
- 家具の転倒による被害を軽減するため、パンフレットの作成・配布等。

(新築時の耐震化の徹底)

- 住宅ローン融資等について完了検査を要件化するなど、完了検査を徹底。

3. 地震保険の活用推進方策（主なもの）

- 耐震診断等の結果に基づく保険料の割引制度を導入。
- 免震技術を、住宅性能表示制度における耐震等級として評価、保険料の割引制度を検討。
- 住宅土地統計調査の結果に基づき、保険料率の必要な見直しを働きかけ。
- 住宅月間、建築防災週間等の機会を通じ、集中的な広報、普及啓発の実施。